

図書館のサービス計画

2023年度中堅職員ステップアップ研修(領域2A②)
2023/12/11

長浜市立長浜図書館 森佐江子

自己紹介

1996年4月 旧虎姫町入庁(町立図書館勤務)
2010年1月 1市6町合併により長浜市立虎姫図書館に勤務
2011年4月 長浜市立長浜図書館に異動
2015年3月 「長浜市図書館基本計画」策定
2016年2月 基本計画に基づく「実施プラン」策定
2017年～ 毎年度、実施プランに基づく評価(内部・外部)を開始
2019年12月 長浜市立長浜図書館新設移転オープン
2021年12月 「長浜市図書館基本計画」(第2期)策定
2022年10月 第108回全国図書館大会で事例発表
2023年4月 長浜市立長浜図書館長

本講義の流れ

- I. 図書館サービス計画の意義・必要性について
- II. 事例としての「長浜市図書館基本計画」
- III. 計画策定の手順
- IV. 計画の評価 V
- . 計画の策定と評価を通じて
- VI. 最後に

I-1 法律等における位置づけ

【図書館法】(1950年法律第百八号)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

第七条之二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

第七条之三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

I-1 法律等における位置づけ

【図書館の設置及び運営上の望ましい基準】(2012年文部科学省告示第172号)

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

I-2 図書館をめぐる背景

【公立図書館の任務と目標】(2004年改訂 日本図書館協会)

第1章 基本的事項

4. 公立図書館は、本来住民のために住民の意思を受けて設置され運営される民主的な機関であり、住民要求の多様化と増大、それに応える資料の増加ともなって成長発展するものである。したがって、図書館は長期・短期の計画を立案・作成し、その計画が自治体の施策として実行されなければならない。

第4章 公立図書館の経営

84. 公立図書館の経営は、図書館計画に基づき職員、経費、施設の適切な措置の上で、継続的・安定的にされる必要がある。運営においては、不断に計画・評価を組み込んで、地域住民の要求に応える体制を維持しなければならない。

I-2 図書館をめぐる背景

【これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～】

(2006年 これからの図書館の在り方検討協力者会議)

ア これからの図書館を発展させる方法として、次のような取組が考えられる。(1)地域社会の現状を把握し、生活や仕事の上で様々な課題があることを認識する。(2)図書館が地域の人々の生活や仕事にどのように役立つのか、特に地域の課題解決やそのための調査研究にどう役立つのかを明らかにする。(3)図書館が地域の課題解決に調査研究を支援できるようにサービスや運営を改革する。(4)こうした図書館の在り方を提起し、行政関係者を含む地域の人々にPRする。(5)このような取組の実績を背景として、図書館に対する理解を深めるように努め、予算や人員の充実を求める。(6)このような考え方を明確にし、サービスを実践するとともに、社会に対するPRを行う。

イ 行政の基本的な政策目標に図書館政策に関する記述を盛り込むことが必要である。それには、時々々の行政課題に図書館がどう役に立つのかを検討し、教育委員会だけでなく、企画担当等首長部局に対して、図書館側から積極的に提案することが必要である。

ウ 図書館を管理する教育委員会は、教育政策、生涯学習政策の中で図書館運営の方向を示す責任がある。

I-3 自治体経営上の背景

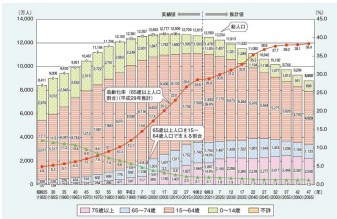
“消滅可能性都市”という言葉の衝撃

- ⇒人口減少社会、地方から大都市への人口流出
- ⇒このままいけば、地方の人口急減・消滅
- ⇒地方からの人口流入がなくなれば、いずれは都市部も衰退

『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』より

(2014年日本創成会議・人口減少問題検討分科会)
<http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03.pdf>

I-3 自治体経営上の背景



「高齢化の推移と将来推計」(出典:「令和4年版高齢社会白書」内閣府HPより)

I-3 自治体経営上の背景

『まち・ひと・しごと創生法』(2014年施行)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生:以下を一体的に推進すること。

まち...国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと...地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと...地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

◎第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020年改訂)

I-3 自治体経営上の背景



「まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略における基本目標と方向性」(出典:財務省北陸財務局HPより)

I-3 自治体経営上の背景

- ・未曾有の少子高齢化・人口減少
- ・低成長経済
- ・地方税収入の伸びが停滞
- ・デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進
- ・新型コロナウイルス感染症による価値観の変化
- ・公共施設の老朽化
- Etc...



図書館に関する専門知識や経験だけではなく、財政や組織、地域の将来といった、自治体内の政策の中で図書館の位置づけや未来像を考え、示していく必要がある。

I-4 自治体政策への落とし込み

上位計画 『総合計画』

⇒基本構想>基本計画>実施計画で構成されているのが一般的

基本構想は、地方自治法の定めにより1969年～2011年のあいだ義務化されていたが、現在は策定義務はない。しかし、多くの自治体で今でも策定されている。

下位計画 『教育大綱』『生涯学習基本方針』等

個別計画 『図書館サービス計画』

↳ 関連計画 『公共施設等総合管理計画』『子ども読書活動推進計画』等

I-4 自治体政策への落とし込み

- ・図書館に関する各種計画は、上位計画に依拠する
- ・関連計画と整合を図る
- ・自治体行政のなかにおける図書館の位置づけを明確にできる
- ・議会を経ることで、公に認められた計画になる
- ・計画策定の過程で、庁内に図書館のことを知ってもらう機会となる

II-1 「長浜市図書館基本計画」策定の経緯

長浜市の概要 (R5.4.1現在)

面積	681.02km ² (琵琶湖とほぼ同じ大きさ)
可住地面積	165.76km ² (総面積の約30.7%)
人口	114,524人
世帯数	47,414世帯
沿革	平成18(2006)年、旧長浜市・東浅井郡浅井町・同びわ町が1市2町合併して長浜市になる 平成22(2010)年、上記の旧長浜市・東浅井郡虎姫町・同湖北町・伊香郡高月町・同木之本町・同余呉町・同西浅井町が1市6町合併して、現在の長浜市となる
図書館数	6館(長浜・浅井・びわ・虎姫・湖北・高月) + 3室(木之本・余呉・西浅井)

II-1 「長浜市図書館基本計画」策定の経緯

2007年8月	長浜市図書館協議会答申「これからの長浜市立図書館のあり方」
2009年6月	「長浜市中心市街地活性化基本計画」 ・公共公益ゾーン整備事業に伴う東の核づくりの一環として導入機能等の検討
2010年8月	「長浜市本庁舎整備基本構想」 ・中心市街地活性化の東の核づくりの一環として、民間利用を含めた有効活用の検討
2011年3月	長浜市図書館協議会答申「これからの長浜市立図書館6館のあり方について」
2014年2月	「市長マニフェスト」→市民の交流と知の拠点となるような多機能型施設の整備 「これからの長浜市立図書館のあり方懇話会」開催(1月～3月 / 5回)
2014年5月	「長浜市役所本庁跡地等活用基本方針」 ・本庁跡地の活用理念、導入機能等に関する基本的な考え方 「今後の長浜市立図書館の在り方」策定
2015年3月	「長浜市本庁跡地等整備基本構想」策定 ・施設の機能と特徴、整備基本方針 「長浜市図書館基本計画」策定

II-1 「長浜市図書館基本計画」策定の経緯

2016年4月	市民協働部 産業文化交流拠点整備室設置
2016年8月	プロポーザル方式にて株式会社久米設計に設計業者決定
2017年3月	「長浜市産業文化交流拠点施設整備工事基本設計」完了
2018年3月	起工式・工事着工
2018年12月	長浜市図書館協議会答申 「中央図書館を要とした長浜市立図書館のあり方について」
2019年5月	利用動向調査(移転前)実施 ・長浜図書館の移転による市民の利用動向の変化をみるため
2019年9月～11月	長浜図書館移転準備のための休館(約3か月)
2019年12月1日	竣工式・開館
2021年5月	利用動向調査(移転後)実施
2021年12月	「長浜市図書館基本計画」(第2期)策定

II-2 「長浜市図書館基本計画」策定の背景

2013年頃の大きな課題

◎2010年に今の長浜市となった合併後、長浜図書館を中心館とする6館並列体制で進めてきたが、利用が増加するにつれ、中央図書館として全体をコントロールする役割が必要になってきた。しかし、旧の長浜図書館は駅近くの住宅街の中にあり、面積が狭く、物理的に中央図書館の機能を果たすことが難しい状況。

◎合併によって滋賀県一広い自治体となったが、北部地域に、図書館のない空白地域があり、市内のどこに住んでいても一定の図書館サービスを利用することができる体制作りが急務。



そんなおり、「中心市街地活性化制度」を活用し、老朽化した市役所を移転して、その跡地に図書館を含む複合施設の建設案が具体化していく。

Ⅱ-2 「長浜市図書館基本計画」策定の背景



○合併以前、長浜市・旧浅井町・旧虎姫町・旧びわわ町・旧湖北町・旧高月町に図書館が既設。
 ○それらは、現在の長浜市の南方に偏っており、北部の旧木之本町・旧余呉町・旧西浅井町には、図書館がない。
 ○北部3町のまちづくりセンター（※旧公民館）等図書室に、貸出・返却・予約本受け取りのサービスポイントとして協力を依頼。

※赤点は、図書館およびサービスポイントの位置

Ⅱ-2 「長浜市図書館基本計画」策定の背景

図書館の移転が決定したことをきっかけとして、基本計画の策定に向けて動き出す。

計画策定に向けて職員間で共有したこと

- ◎単に、“長浜図書館を移転する”という考えではなく、長浜市の図書館全体が将来にわたって、市民に愛され利用され続けるためにはどうあるべきか、まずは将来像を描き整理しよう。
- ◎図書館計画を市の施策の中にきちんと位置付け、実効性のあるものになろう。
- ◎“長浜らしい”図書館像を描けるのは、やはり現場をよく知る図書館員であるから、図書館が主となって計画策定を進めよう。

全職員で方向性や思いを共有することで一体感が生まれた！

Ⅱ-3 計画をつくるうえで大切にしたこと

- ◎誰のためのものか
- ◎何のためにつくるのか
- ◎地域の実情を反映しているか
- ◎客観的な視点はあるか
- ◎一部の職員だけのものになっていないか



一人ひとりの職員が、「本市(町)における図書館ってどういう存在なんだろう」という根本的なことを、とことん考える機会

Ⅱ-3 計画をつくるうえで大切にしたこと

そして、新長浜図書館の入るさざなみタウンが竣工(R元年12月1日)

「長浜市図書館基本計画」に沿って、本格的に始動



グループワーク①

◆以下のことについて、事前にレポートしてきた内容をグループで発表しあってください。

1. あなたの勤務する図書館のある自治体に図書館サービス計画はありますか？
 (ない場合は、居住地・近隣等で自分の利用している図書館の自治体)
 それは、第何次計画になりますか？
2. その計画から、その図書館が大事にしていることが読み取れますか？
3. その計画を読むと、その地域の図書館のめざす方向性(姿)が見えますか？
 あるいはわかりにくいですか？
4. それは、どうしてですか？(どこから読み取れますか？)

Ⅲ-1 計画策定;手続き

各自治体ごとに、計画策定の手続きが定められている。

(例)

1. 庁議報告
2. 関係課による検討チームでの議論
3. 策定委員会への報告・協議
4. 図書館協議会への報告・協議
5. 議会報告(着手・中間・最終)
6. 教育委員会報告(着手・中間・最終)
7. 庁内意見照会
8. パブリックコメント

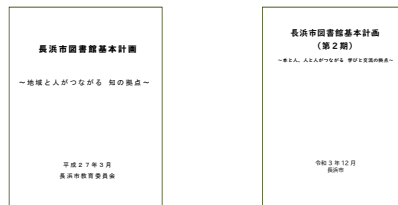


各自治体ごとに定められた、これらの手続きを踏むことで、オーソライズされた、市(町村)の公の施策となる。

Ⅲ-2 計画策定;スケジュールリング

Ⅲ-3 計画策定;体制

Ⅲ-3 計画策定



Ⅳ 計画の評価

図書館サービス計画は、策定がゴールではなく、そこからがスタートです。

Ⅳ 計画の評価

各評価項目について、毎年度、評価を実施し、進捗状況を具体的に可視化します。

評価のおもな流れ(長浜市の例)

1. 自己評価
 - (1) 各担当者による評価
 - (2) 全体で調整
2. 外部評価
 - (1) 図書館協議会小委員会による評価
 - (2) 図書館協議会全体会で協議・承認
3. 協議会会長の総評
4. 公表(HP等に掲載)

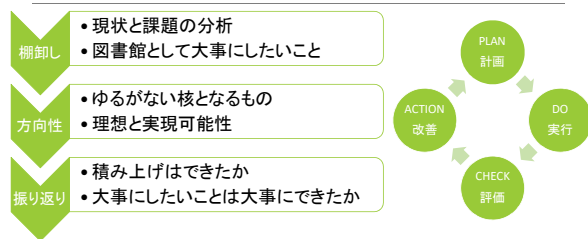
「評価すること」が目的でない。評価を、次年度、さらにその先に生かしていく。

グループワーク②

◆以下のことについて、事前にレポートしてきた内容をグループで発表しあってください。

1. 毎年度、評価はされていますか？
2. 評価はどのようにおこなわれていますか？
(例:外部評価、内部評価 等)
3. その評価結果は公表されていますか？
4. 公表されている場合、どこに公表されていますか？
(例:図書館HP,市のHP 等)

V 計画の策定と評価を通じて



VI 最後に

2013年頃から「長浜市図書館基本計画」の策定・評価に関わって10年。その間・・・

* 厳しい市の財政状況、加速度的に進む人口減少
* 1市9町合併により、図書館に限らず多数の公共施設→老朽化

常に、図書館の体制・あり方・サービスの方向性を問われ続けている

図書館サービスの原点に立ち返れるもの・方向性を示し説明の根拠となるもの
＝「図書館サービス計画」

ご清聴ありがとうございました。

参考文献

「改訂版これからの地方自治の教科書」大森彌 大杉覚著 第一法規 2021年

「未来の図書館、はじめます」岡本真 青弓社 2018年

「地方消滅 東京一極集中が招く人口急減」増田寛也著 中央公論新社 2014年

「生きるための図書館 一人ひとりのために」竹内サトル 著 岩波書店 2019年